

## 人権理事会 プライバシーの権利、文化的権利を討議

2019/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、プライバシーの権利に関する特別報告者が発言し、プライバシーの権利のジェンダーに基づく侵害は不平等な社会的・経済的・文化的・政治的構造が招いていると指摘した。また、先住民族、受刑者、精神疾患者などに関するデータが危険にさらされており、慎重に扱うべき個人のデータがオンライン上で公表されたり、プライバシーの権利の最低限のセーフガードもないまま交換されるようなことがあってはならないと述べた。文化的権利に関する特別報告者も発言し、文化的権利は国連人権制度で主流化される必要があり、さらに予算が充てられるべきであると述べた。プライバシーの権利に関する討議で発言者は政府に対し、ジェンダー・性的指向・性自認に基づくプライバシー侵害の防止・調査・処罰のためにあらゆる対策をとるよう求めた。文化的権利に関する討議で発言者は、気候変動やテロ活動が文化的権利に悪影響をもたらしていると述べた。

## 人権理事会 プライバシーの権利に関する専門家が発言

2019/03/01

国連人権高等弁務官事務所

プライバシーの権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。個人のデータが情報機関の間で日常的に交換されているが、こうしたデータ交換とその結果は必ずしもデータを提供する国・される国の独立の機関による監視を受けていない。現行法が監視や、両国の関係当局の協議を実質的に妨げていることもある。監視や協議を行うために、こうした法律は改正されるべきである。国内でも国家間でも、個人情報共有は、適切な監視を受けなければならない。他国に移されたデータと個人のプライバシーは関係する両国で同じ基準で保護されなければならない。各国政府が監視について検討する際には、欧州人権裁判所の2018年の以下の2つの判決で示された基準とセーフガードをできる限り採用すべきである。1つは *Centrum for Rattvisa vs. Sweden* のケース、もう1つは *Big Brother Watch and others vs. UK* である。

## 人権理事会 テロ対策と人権を討議

2019/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合で、テロ対策における人権の促進・保護に関する特別報告者が発言した。特別報告者は、安全と人権は根本的に関連し共依存しており、また、市民社会や人権擁護活動家に対するテロ対策の乱用・誤用が多発していると述べた。そして、市民社会に対する制限によって国がテロから守られるわけではなく、各国政府はテロの広い定義を見直し、非常権限の行使を監視する独立のメカニズムを確立すべきであると訴えた。討議で発言者は、テロと暴力的過激主義に関わる安全対策が増加すると同時に、市民活動の範囲の制限措置がとられていること、子どもを過激主義のイデオロギーの影響や、テロリストによる危害・利用から守る必要があることに言及した。また、政治圧力やダブル・スタンダードを用いて、人権のレトリックがテロリストの不処罰に利用されているのは許されないとの指摘もあった。

## 人権理事会 環境、住居を討議

2019/03/04

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、人権と環境に関する特別報告者が発言し、大気汚染が原因で毎年 700 万人以上が死亡している現状を取り上げ、大気汚染は解決策のある防止可能な問題であり、解決策の実施に膨大な資金を要しても、きれいな空気がすべての人類にもたらす恩恵は計り知れないと述べた。適切な住居に関する特別報告者も発言し、継続している強制退去に伴いホームレスやインフォーマルな居住地の住民は増え続けており、各国政府に対して住居の権利を人権として真剣に扱うよう求めた。環境に関する討議で発言者は、大気汚染と固形燃料燃焼が主な原因で世界人口の 90%以上がきれいな空気を吸えないこと、気候変動と大気汚染は富裕者・貧困者を問わず打撃を与えるが、貧困者が被る影響は極めて大きいことなどに言及した。住居に関する討議で発言者は、世界中で住居の商品化が進むにつれ、住居に関する貧富の不平等が拡大していると述べた。

## 人権理事会 障がいのある子どもと教育に関するパネル

2019/03/04

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、教育における障がいのある子どもの包容に関するパネル・ディスカッションが行われた。障がいと利用の容易さに関する事務総長特使は、世界中の障がいのある少女・少年・若者の扱いの成功例に関するキャンペーンの準備をユニセフとともに進めてきたと述べ、成功例の10原則に関するユニセフのビデオを紹介したのち、各国政府に対してこのビデオを広めるよう求めた。ユニセフの代表は、障がいのある子どものエンパワーは幼少期からの学習・教育へのアクセスの確保によって始まると述べた。討議で発言者は、学校はすべての子どもに機会を与える、すべての人々のためのものであるべきこと、障がいに対する否定的態度の改善には、教師の訓練、成功例に関する情報交換、周知キャンペーンが必要であること、障がいのある子どもの大多数が教育へのアクセスのための適切な支援を受けていないこと、などに言及した。

## 人権理事会 人権と環境に関する専門家が発言

2019/03/04

国連人権高等弁務官事務所

人権と環境に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。60 億以上の人々(3分の1が子ども)が、汚染された空気を日常的に吸っているために、生命・健康・福利が脅かされ、毎年 60 万人の子どもを含む 700 万人が死亡し、1 時間に 800 人が何年も癌・肺疾患・心臓疾患で苦しんだ末に死亡している。自宅内・コミュニティ内にどのような汚染物質があっても、人々はそれらを吸い込むことを避けられない。各国政府に対して、きれいな空気を確保する法的義務を遵守するよう求める。各国政府がとるべき 7 つの措置を以下に挙げたい。①大気質と人の健康への影響の監視、②大気汚染の原因の評価、③情報の公開、④大気質に関する法律・規則・基準・政策の制定、⑤地区・地域・国レベルでの大気質に関する行動計画の整備、⑥大気質に関する行動計画・基準の実施、⑦改善の評価、である。

## 人権理事会 住居に関する専門家が発言

2019/03/04

国連人権高等弁務官事務所

住居の権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。政府の責任追及もなく、効果的な救済策へのアクセス手段もないまま、ホームレスが増加する事態が放置されている。インフォーマルな居住地の住民が乱暴に立退きを強いられ、ホームレスが処罰されている。これは、住居の権利を侵害された人々が人類の平等な一員として認められ扱われていないことを示している。世界的な住居の危機は司法へのアクセスの危機に根ざしている。なぜなら 司法へのアクセスがなければ、住居が人権として適切に認められ、理解され、扱われることはないからである。住居の権利を認めるべき義務について判決が下され、強制退去やホームレスの処罰は司法へのアクセスや意思決定への参加を通じて防止されなければならない。国内人権機関などが裁判所の役割を補うべきである。民間分野は投資や開発計画を住居の権利の実現と合致させなければならない。

## 自由権規約委員会第 125 会期開幕

2019/03/04

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 125 会期が開幕した。今会期では、エストニア、ニジェール、アンゴラ、ベトナムの報告書が審査され、報告書未提出のセントビンセント・グレナディーンとエリトリアの市民的・政治的権利の現状が検討される。開会の挨拶をした人権高等弁務官事務所の代表は、今日の困難な状況における人権条約の関連と条約機関の重要性を強調し、人権高等弁務官は条約機関制度の長期的安定のために、あらゆる関係者とともに活動を続けていくと述べた。今日の会合では、新委員長にエジプトの委員、副委員長にパラグアイ、ギリシャ、イスラエルの委員、報告者にエストニアの委員が選出された。また、新しく委員となった日本の古谷修一さんのほかガイアナ、チリ、スロベニア、フランス、アルバニアの 5 名が宣誓を行った。

## 人権理事会 子どもに対する暴力、武力紛争における子どもを討議

2019/03/05

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表が発言し、この問題の改善を計る戦略的指標として、①暴力の防止・対応のための包括的で調整され資金を備えた多分野にわたる国家計画、②あらゆる暴力の禁止と子どもの保護のための法律の制定・施行、③暴力を受けている子どもと受ける恐れのある子どもを特定するためのデータと調査を挙げた。子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表も発言し、留意すべき事項として、①暴力的過激集団に関与したとして拘束されている子どもの状況、②学校への攻撃、③子どもの誘拐を挙げ、非政府武装集団による子どもの利用に懸念を示した。子どもに対する暴力に関する討議で発言者は、子どもに対する暴力がしばしば賤であるとして正当化されていることなどを取り上げた。子どもと武力紛争に関する討議で発言者は、子どもの再統合が平和と安全のために必要であることなどに言及した。

## 人権理事会 障がい者・アルビニズムの人々の権利を討議

2019/03/05

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、障がい者の権利に関する特別報告者が発言し、障がい者の自由の剥奪は深刻な人権問題であるが、世界中で軽視されていること、刑務所や移住管理施設の収容者に占める障がい者の割合は高く、障がい者は施設への収容、強制入院、自宅での監禁など独特な形でも自由を剥奪されていることに言及した。アルビニズムの人々の人権に関する独立専門家も発言し、アルビニズムの人々の司法へのアクセスの問題を訴え、殺人などの深刻なケースも起訴までに異常に時間がかかっており、比較的軽微なケースだと真剣に取り上げられていないと述べた。また、彼らの司法へのアクセスの障壁には、司法制度に関する知識がないこと、提訴のための資金がないことが含まれるとし、改善策として、証言を奨励するために被害者・家族を保護すること、被害者・家族に法律扶助を提供することを挙げた。

## 人権理事会 宗教・信念の自由に関する専門家が発言

2019/03/05

国連人権高等弁務官事務所

宗教・信念の自由に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。政府・非政府による法的・超法規的措置により、世界中で表現の自由に対する制限が増えている。宗教・信念の自由と表現の自由は密接に関連し、相互に強化されるものであり、一方が侵害されると他方も侵害されることになる。現在 70 近い国々に神への冒とく禁止法が存在し、30 カ国に背教行為禁止法が存在し、そうした法の中には死刑が規定されているものもある。また、宗教・信念に関わる団体に批判的な表現を制限する公共秩序法が拡大している。同時に、宗教・信念に基づく差別・憎悪・暴力を扇動する表現の根絶策に多くの資金が充てられている。この問題について各国政府が対策を立てる際には、宗教的憎悪の促進に対する政府の義務に関する Robot Plan of Action や、Beirut Declaration on “Faith for Rights” を参考にしてもらいたい。

## 人権理事会 障がい者の権利に関する専門家が発言

2019/03/05

国連人権高等弁務官事務所

障がい者の権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。障がいを理由とする自由の剥奪は人権侵害である。彼らは拘束されても司法にアクセスできない場合があるために、性的・身体的暴力、不妊手術、人身取引、強制的な治療、その他の虐待・拷問を受ける恐れが極めて高い。多くの国で、保健・社会的ケアの専門家が障がいのある子どもを入院させるよう親に勧めているが、入院が成長に悪影響を与えることは実証されていることである。各国政府に対して、障がいを理由に自由の剥奪を認めるすべての法律を廃止するよう求める。また、現在入院中の障がい者を退院させ、精神医療の強制、自宅での監禁、身体拘束は直ちに中止すべきである。政府はコミュニティでの対応・支援に資金を充て、自由を剥奪された人々に司法へのアクセス、救済、補償を提供し、さらに教育・保健・雇用・住居に関するサービスをコミュニティで提供すべきである。

## 国際女性デーに向けて専門家が共同声明

2019/03/05

国連人権高等弁務官事務所

3月8日の国際女性デーに向けて、国連の人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。生理に関する有害な社会・文化的規範、偏見、誤解、タブーは根深く、そのことが女性・少女の排除・差別を引き起こしている。生理中の女性・少女は汚れて不純であるとされ、水や料理への接触、宗教・文化的儀式への参加、宗教・文化的施設への立入り、コミュニティ活動への参加の禁止などの制限を課される。屋外の小屋に追いやられることもあり、寒さと孤独に苦しみ、病気にかかったり、動物に襲われる危険もある。こうした扱いは彼女らを無力化する。生理に関する健康のニーズにこれまで以上に対応すべきである。生理に関する包括的・客観的・正確で入手可能な情報を通じて、誤った通念や情報を根絶する必要がある。各国政府は、国連機関、市民社会組織、女性団体、教育・ビジネスの分野と協力して、現状を変革するための措置をとるべきである。

## 人権理事会 高等弁務官が発言

2019/03/06

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、バチエレ人権高等弁務官が年次報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。収入・資源・司法へのアクセスなどの不平等があらゆる人々の平等・尊厳・人権の原則に対する基本的な課題となっている。不平等はすべての国に及んでいる。富裕国であっても、人々は開発の恩恵から排除され、経済的・社会的権利を奪われていると感じ、疎外感や不安に悩み、時には暴力が引き起こされている。「2030 アジェンダ」を達成するには、各国は人の尊厳のための基本的条件を尊重しつつ、収入・資源・司法へのアクセスなどの不平等に対する取組みを進める必要がある。不平等とすべての人権が等しく重視・尊重されないために、国連の柱-平和・安全、開発、人権-が損なわれている。人権は希望を与え、人々を共通の原則とより良い将来に結びつける。抑圧・搾取・スケープゴート・差別・不平等といった不和を生じさせる破壊的な力と対局にあるものである。

## 人権理事会 障がい者の権利に関する討議

2019/03/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、障害者権利条約 26 条(ハビリテーション(適応のための技能の習得)、リハビリテーション)に関する討議が行われた。バチエレ人権高等弁務官は、以前のハビリテーションとリハビリテーションは主に障がいの治療に焦点を当て、障がい者を人権保持者として捉えず、事実上彼らを排除していたと述べ、サービスは自由なインフォームド・コンセント、無差別に基礎を置き、手頃に利用できるものでなければならないと強調した。障がい者の権利に関する特別報告者は、各国政府に対して、リハビリ・サービスは可能な限り早期の段階から開始し、障がい者のコミュニティの近くで自発的に利用できるものにするよう求めた。WHO の代表は、リハビリ・サービスは専門家、資金、質を欠くために不十分で効果がないと述べた。討議で発言者は、ハビリテーションとリハビリテーションは、障がい者の独立と完全な包容・参加の確保のために重要であると主張した。

## 人権理事会 副事務総長が発言

2019/03/07

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、副事務総長が発言し、人権を中核とする「2030 アジェンダ」の実現は、経済的・社会的・文化的・市民的権利と開発の権利が相互依存し不可分であることを認めることを意味しており、信頼できる正確なデータが収集され、市民社会や人権擁護活動家が発言し、その要求が受け止められることが必要であると述べた。討議では、人権は「2030 アジェンダ」の本質であること、国内人権機関は良い統治と説明責任追及のために不可欠の要素であり、「持続可能な開発目標」の達成に必要であることなどが主張された。続いて人権高等弁務官との討議が行われた。発言者は、人権高等弁務官の任務遂行において人権の政治化、ダブル・スタンダード、名指しし名誉を傷つけることがあってはならないと述べた。また、人権高等弁務官事務所の開発途上国に対する技術支援・能力構築の活動に関しては、さらに国際協力を強化する余地があるとの発言もあった。

## 人権理事会 高等弁務官と討議

2019/03/07

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、6日に提示された人権高等弁務官の報告書について討議が行われた。発言者からは、不平等への取組み、自由権と社会権の相乗効果の利用、国連の3つの柱(平和・安全、開発、人権)の等しい重要性に言及した高等弁務官の見解が支持された。また、自由・公正な選挙は良い統治に不可欠の要素であることが強調され、選挙での嚴重な取締りや人権侵害に懸念が示された。さらに、人権理事会は危機の防止と持続可能で公正な世界のために重要な役割を果たし、人権が尊重されなければ永続的な平和の実現は不可能であると強調された。日本政府代表も発言し、国連制度特に「持続可能な開発目標」の中核に人権を据えることは極めて重要であると述べ、高等弁務官が早期警戒・早期行動を強調したことを支持し、早期警戒・早期行動に関して様々な人権制度が重要な役割を果たしていると指摘した。

## 人権理事会 高等弁務官などの報告書の提示

2019/03/08

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人権高等弁務官、人権高等弁務官事務所、事務総長の報告書が提示された。報告書のテーマは、すべての国における経済的・社会的・文化的権利の実現、労働の権利の実現、テロ対策における人権と基本的権利の保護、民族的・種族的・宗教的・言語的少数者の権利、特別手続の結論と勧告、理事会決議 9/8 の実施措置、拷問等禁止条約選択議定書により設けられた特別基金の運用、拷問犠牲者支援基金などであった。また、人権に関する多国籍企業その他の企業の問題に関する作業部会の報告書も提示された。さらに、人権と「2030 アジェンダ」に関する対話と協力のための第1回会議の議長が発言し、会議では脆弱な統治、不十分な資金動員、腐敗のために「持続可能な開発目標」が実現されていないことに懸念が示されたと述べた。この問題に関する討議では、「持続可能な開発目標」の達成には人権の取組みが不可欠であることなどが主張された。

## 人権理事会 人権の促進・保護に関する一般討論

2019/03/08

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、すべての人権の促進・保護に関する一般討論が行われた。討議では、人権に関する多国籍企業その他の企業の問題について規定する法的拘束力のある国際文書が必要であり、その作成にあたってはビジネスと人権に関する国連指導原則を最大限活動すべきであることが支持された。また、多国主義やルール基盤の秩序がますます脅かされている時には、持続可能な開発のような世界的課題に対しては包括的アプローチや人権アプローチを維持することが根本的に重要であると指摘された。この他、女性の不平等、性差別主義や家父長制を用いて権力者の地位につくポピュリストやナショナリストの指導者、言語的差別、市民の自由の低下、武力紛争における子どもの利用、テロの脅威、拷問の利用、新テクノロジーが食糧・栄養の権利にもたらすリスク、一方的強制措置が人権に与える影響などが取り上げられた。

## 社会権規約委員会第 65 会期閉幕

2019/03/08

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 65 会期が閉幕した。今会期では、エストニア、カメルーン、ブルガリア、モーリシャス、カザフスタンの報告書が審査された。予定されていたスロバキアの報告書の検討は次会期に延期された。会期中にはまた、「2030 アジェンダ」の誓約「誰一人として取り残さない」に関する声明が採択された。この声明は 2019 年のハイレベル政治フォーラム(7 月 9～18 日)に伝えられる予定である。さらに、今年の先住民言語の国際年を祝う議長の手紙も採択された。個人通報の審理では、1 件が受理不能、1 件が健康の権利の侵害とされ、その他 4 件が審理不継続となった。加えて、対外債務が人権に与える影響に関する独立専門家から、経済改革政策の人権影響評価のための指導原則について説明があった。第 66 会期は 9 月 30 日～10 月 18 日に開催され、ベニン、デンマーク、エクアドル、イスラエル、セネガル、スロバキア、スイスの報告書が審査される予定である。

## 女性差別撤廃委員会第 72 会期閉幕

2019/03/08

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 72 会期が閉幕した。今会期では、コロンビア、アンティグア・バーブーダ、エチオピア、英国、アンゴラ、セルビア、ボツワナの報告書が審査された。また、ミャンマーから提出された北部ラカイン州のロヒンギャ女性・少女の状況に関する報告書も検討された。会期の冒頭では、委員長にガーナの委員、副委員長にネパール、ペルー、フランスの委員が選出された。会期中には、報告書が審査される国の状況について NGO や国内人権機関と非公式の討議が行われた。また、委員会の次の一般勧告のテーマである、世界移住における女性・少女の人身取引について、一般討議も行われた。非公開の会合では 3 件の個人通報の最終決定が採択された。第 73 会期は 7 月 1～19 日に開催され、オーストリア、バーレーン、カーボヴェルデ、コートジボアール、ガイアナ、モザンビーク、カタール、コンゴ民主共和国の報告書が審査される予定である。

## 国際女性デー 女性差別撤廃委員会と列国議会同盟が共同声明

2019/03/08

国連人権高等弁務官事務所

国際女性デーに際し、女性差別撤廃委員会と列国議会同盟が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。女性が男性と対等の指導的役割を積極的に果たすことができないのであれば、我々の社会は人権、平和、持続可能で包摂的な開発を享受することはできない。世界で女性の国家元首は 7.2%、政府首脳は 5.7%、議会議長は 19.1%に過ぎない。政治における女性の平等な参加・リーダーシップの障壁になっているのは、女性・少女をエンパワーする政策の欠如、ステレオタイプ、法・実行での女性差別、ハラスメント、脅迫、暴力などである。女性の参加と平等なリーダーシップの機会は、「2030 アジェンダ」特に目標 5 で各国が確約したことである。また、安保理決議 1325 は、平和・安全保障の維持・促進における女性の平等な参加、完全な関与の重要性を強調している。各国政府に対して、透明・公正なプロセスを通じてあらゆる行政機関の指導的立場に男女同数を確保するよう求める。

## 国際女性デー 高等弁務官が声明

2019/03/08

### 国連人権高等弁務官事務所

国際女性デーに際し、パツェレ人権高等弁務官が声明を発表した。内容は以下のとおり。世界中の人権擁護活動家の不断の活動のおかげで、女性の権利に関して目覚ましい前進がみられた。過去 10 年間に女性の労働人口は約 49%まで上昇し、インドなどの国々で妊産婦死亡率が激減したが、今なお、なすべきことは多い。マイノリティ・先住民族・貧困者、障がい者・高齢者・若者などの女性の参加を得て、法と政策を制定する必要がある。世界中の女性が勇気と決意をもって強力な社会運動を起こし、#MeToo や#Ibelieveher などを通じて暴力に立ち向かい発言し続けている。世界中の政府・議員・司法関係者に対して、こうした運動を契機にジェンダーに基づく暴力の撲滅を進めるよう求める。女性が司法や救済にアクセスするためには裁判官や警察官の訓練も必要である。平等で公正な世界のための闘いを牽引する女性人権擁護活動家とともに、我々は立ち上がらなければならない。

## 障害者権利委員会開催の予定

2019/03/08

### 国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会が3月11日～4月5日に開催される。この会期では、キューバ、ニジェール、ノルウェー、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、スペイン、トルコ、バヌアツの状況が審査される。委員会は各国の代表と討議し、障害者団体・NGO・国内人権機関・独立監視機関からも意見を聞く。障害者権利委員会は、障害者権利条約の締約国(現在177カ国)の条約遵守を監視する機関である。世界中から選出された18名の人権専門家から成る。彼らは各国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。締約国は定期的に委員会に報告書を提出しなければならない。委員会の最終見解は、各国の条約上の義務の遵守を独立に評価するものである。

## 人権理事会 人権の促進・保護に関する一般討論終了

2019/03/11

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、8日に引き続き、すべての人権の促進・保護に関する一般討論が行われた。討議では、障がいのある子どもの隔離と教育、世界の18億の人々が適切な住居に住めないことが取り上げられた。この他、子どもに対する暴力について、国際社会はその根本原因、子どもの保護において母親が果たす重要な役割を考慮しつつ、あらゆる形態の暴力を直ちに根絶する必要があると主張された。気候変動について、開発途上国特に先住民族が影響を受けていることが指摘され、各国が気候変動や大気汚染への対応を怠っていることが遺憾とされ、対応を怠った国の責任を追及する国際裁判所を作ることが求められた。さらに、テロに対して、成功例に関する情報交換や、テロ集団の武器入手の防止を通じて、国際的取組みを進めるべきであると主張された。加えて、家父長制の社会における女性に対するハラスメント・レイプ・攻撃をなくすことが求められた。

## 障害者権利委員会第 21 会期開幕

2019/03/11

### 国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 21 会期が開幕した。今会期では、ニジェール、トルコ、ルワンダ、スペイン、セネガル、サウジアラビア、バヌアツ、ノルウェー、キューバの報告書が審査される。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、国連総会が昨年 12 月に「2030 アジェンダ」の実施への障害者の組入れに関する決議を採択し、合同査察団(JIU)が国連の会議などへの障害者の参加のしやすさを見直したことに言及した。今日の会合では、委員長にナイジェリアの委員、副委員長に日本の石川准さんの他オーストラリアとリトアニアの委員、報告者にメキシコの委員が選出された。新委員長から障害者権利条約と選択議定書の締約国はそれぞれ 177 カ国と 94 カ国と変わらないことが報告された。続いて、ハンセン病患者と家族に対する差別撤廃に関する特別報告者、ユニセフ、WHO、ILO、人権高等弁務官事務所、アジア太平洋経済社会委員会の各代表が発言した。

## 人権専門家が EU の著作権に関する改正を懸念

2019/03/11

国連人権高等弁務官事務所

表現の自由に関する特別報告者が声明を発表した。内容は以下のとおり。欧州はデジタル時代の問題に対応するよう著作権に関する法を現代化する責任があるが、これによって表現の自由が犠牲になるようなことがあってはならない。著作権指令改正案の 13 条は、インターネットのコンテンツがアップロードされる時点で監視・制限することを目的とするが、こうした事前にフィルターにかけることは、オンライン上の著作権侵害への対応として不要で過剰である。例外とされる場合もあるが、ほとんどのプラットフォームは例外には当たらず、指令を守るには高額なコンテンツフィルターのインフラを維持しなければならない。長期的に見ると、欧州における情報の多様性とメディアの複数存在の将来が損なわれることになるであろう。欧州議会は改正案の投票の前に、デジタル著作権の団体、芸術家、ジャーナリスト、市民社会の代表と協力して問題解決を図るべきである。

## 人権理事会 理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論

2019/03/12

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論が行われた。討議では、理事会が双方向の対話を行っているかが問われ、政治的・選択的・主観的になっている特別手続の正当性に疑問が呈された。また、理事会が人権侵害に対応する手段は普遍的定期審査制度だけではないと指摘された。先進国は開発途上国に人権について説教めいた主張をするが、移住者の権利などの自らの人権問題は顧みず、開発の権利が基本的人権であると認めず、植民地支配的な態度を止めようとしなないと指摘もあった。そもそも開発の権利はその他の権利の促進のために重要であるとされ、人権高等弁務官事務所に対して、様々な討議で開発の権利を分野横断的テーマとして扱うことが求められた。日本政府代表も発言し、中東、ミャンマー、ベネズエラ、ニカラグアの人権状況を懸念しており、また、米朝の交渉過程を支持していると述べた。

## 人権理事会 留意すべき人権状況に関する一般討論終了

2019/03/13

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論が行われ、これをもって討論を終了した。発言者からは、多くの国で宗教的・民族的マイノリティの迫害がみられること、改宗禁止や背教行為禁止に関する法律は廃止されなければならないことが主張された。また、表現の自由の甚大な侵害、報道の自由の危機的状況、市民社会や人権擁護活動家に対する危険なキャンペーンが行われているが、人権擁護活動家を保護する措置がとられていない現状を踏まえ、彼らの人権の確認に関する決議を採択することが提案された。さらに、一方的強制措置によって一般国民や子どもが食糧や医薬品を奪われ、悪影響を被っていることを指摘する発言もあった。子どもが兵士やテロリストとして利用されている状況も取り上げられ、各国が解決を図るよう求められた。先住民族に帰属する天然資源が同意なく搾取されている事態にも言及があった。

## 人権理事会 マイノリティの問題を討議

2019/03/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、マイノリティに関する特別報告者が発言し、世界の無国籍者1,000万人のうち4分の3がマイノリティであること、存在を無視されている無国籍者について意識向上活動を行うべきであること、国籍を否定・剥奪されている根本原因の分析が必要であることなどに言及した。討議では、マイノリティが無国籍になるのを阻止し、母語による教育を維持し、民族・宗教に基づく紛争を防止すべきだとした特別報告者の主張が支持された。また、具体的な地域・国のマイノリティの無国籍者の問題が取り上げられた。さらに、マイノリティに関する国際的に合意された定義はなく、国籍認定は各国がそれぞれの法律と手続に従って行っていることに言及があった。そして、各国に対して、子どものアイデンティティの権利を否定する法律を廃止し、母語に基づく多言語教育を実施し、家族の分離を防ぐことが求められた。

## 人権理事会 人権機関・制度に関する一般討論

2019/03/13

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権機関・制度に関する一般討論が行われた。発言者から理事会に対して、人権高等弁務官事務所による早期警戒に基づいて行動し、人権侵害に対して責任追及や独立の人権監視を行うことが求められた。また、理事会の優先事項(危機・紛争の防止、「持続可能な開発目標」の実現のための前進確保など)は各国国内での国際人権義務や確約の実施の進展を前提としていることが主張された。さらに、特別手続による各国訪問は各国の国内状況を考慮に入れ、バランスがとれた建設的なものであるべきだという意見もあった。一般討論に先立ち、第11回マイノリティ・フォーラム(テーマ:無国籍者・マイノリティの問題)、第2回人権・民主主義・法の支配に関するフォーラム(テーマ:人権・民主主義・法の支配の促進役として議会)、2018年社会フォーラム(テーマ:スポーツやオリンピック理念を人権促進に利用する可能性)について報告があった。

## 人権理事会 マイノリティに関する専門家が発言

2019/03/13

### 国連人権高等弁務官事務所

マイノリティの問題に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。世界では数百万の人々がマイノリティに属することを理由に国籍を剥奪されている。その中には約 100 万人のロヒンギヤ、約 400 万人のベンガルの人々も含まれる。無国籍はマイノリティの問題である。なぜなら無国籍者は公式には 1,000 万人となっているが、その 4 分の 3 がマイノリティの人々だからである。無国籍者は権利のない人々であり、国民として権利を主張できないために、排除され差別を受けている。彼らとその後の世代は貧困に陥り、絶望・怒りに満ちている。各国政府、地域・国際機関、市民社会に対して、この問題に直ちに取り組むよう求める。新たな戦略として、無国籍の根本原因の理解・対応と、中核にある人権問題への取組みのためのガイドラインの起草、2024 年までに無国籍者ゼロを目指す難民高等弁務官事務所の “I Belong” キャンペーンがすでに始められている。

## 麻薬と女性の権利について専門家が声明

2019/03/13

国連人権高等弁務官事務所

3月14～15日に国連の麻薬委員会のハイレベル会合が開かれるのを前に、女性差別に関する作業部会が声明を発表した。内容は以下のとおり。各国政府は麻薬対策・計画において女性の権利を確保するために直ちに具体的な措置をとるべきである。麻薬対策は女性の構造的な不平等・差別の原因に対処しなければ効果がない。女性の周縁化、貧困、ジェンダーに基づく暴力、労働の機会や社会的保護の欠如などが、女性が麻薬犯罪に関わる事態を引き起こしている。世界的に女性の受刑者が急増しているが、その原因の一部には女性が麻薬犯罪で有罪判決を受けていることが挙げられる。軽度で暴力を伴わない初犯の場合であっても、女性は健康を害し、安全を脅かされた上、麻薬使用者として逮捕され重い処罰を受ける。さらに、法定代理人を雇う余裕もまく、司法のジェンダー・ステレオタイプにも直面する。各国政府はハイレベル会合で女性の状況に焦点を当てるべきである。

## アフリカ系の人々に関する作業部会が麻薬対策について声明

2019/03/14

国連人権高等弁務官事務所

麻薬委員会ハイレベル会合がまもなく開かれ、麻薬の違法取引の根絶のために 2009 年に合意された政治宣言・行動計画の見直しが行われる予定である。会合に向けてアフリカ系の人々に関する作業部会が声明を発表した。内容は以下のとおり。世界の麻薬対策は過度にアフリカ系の人々を対象とし、彼らの尊厳・人間性・自由が犠牲になっていることを看過している。アフリカ系の人々が麻薬を使用・取引する割合は、他の人種と同様であるにも関わらず、彼らは過度の罰則を科され、治療や収監以外の措置にアクセスすることができない。各国は、公衆衛生・危害削減に優先的に取り組み、人種差別を根絶し、麻薬対策ではジェンダーに敏感な方法を採用すべきである。また、適切なデータを収集し、麻薬対策・実行においてアフリカ系の人々が被っている制度的な影響とその改善方法を調べ、証拠に基づき個人の権利を尊重する治療を確保すべきである。

## 人権理事会 普遍的定期審査制度に関する一般討論

2019/03/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、普遍的定期審査制度に関する一般討論が行われた。発言者は、普遍的定期審査制度は理事会の最大の成功の一つであり、人権法の進展や、成功例について学ぶ機会をもたらしたとして評価した。また、普遍的定期審査での討議は各国の特異性や能力を考慮に入れ、結果に基づかなければならず、政治化されてはならないこと、すべての介入はオープンで建設的な関与でなければならず、選択・名指し・名誉毀損になってはならないことが強調された。さらに、審査の過程が各国を強制する手段となってはならず、この制度の基礎を損なう試みは許されず、審査は客観的に行われ、ダブルスタンダードがあってはならないとの発言もあった。加えて、審査の有効性は理事会の勧告を各国が実施するかにかかっており、ゆえに、適切な能力構築の提供と、勧告の実施をフォローする国内人権機関の存在が重要であるとの指摘もあった。

## 人権理事会 ポピュリズム・白人至上主義対策を討議

2019/03/15

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、国連総会決議 73/262 に従い、国粋主義ポピュリズムと白人至上主義への対策に関する討議が行われた。バチレレ人権高等弁務官は、人種主義は国連と人権理事会が支持するすべてのもの、人種主義・不寛容・外国人排斥の中止、あらゆる形態の差別の中止に反するものであると述べた。発言者からは、国粋主義が急増したのは民主主義が弱体化したためであるとの指摘、ポピュリズムに対抗するには法や政策の変更だけでは不十分であり、政治文化を変更する必要がある、さらに、市民文化、結びつき、対話、戦略的行動を伴う明確なビジョンを進めるべきであるとの主張があった。国粋主義ポピュリズムなどは、ソーシャルメディア、インターネット、フェイクニュースなどを利用して選挙で支持を得ていること、国粋主義・ポピュリズム対策には、社会的・文化的教育の強化も必要であることを指摘する発言もあった。

## 人権理事会 ウィーン宣言・行動計画に関する一般討論

2019/03/18

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、ウィーン宣言・行動計画に関する一般討論が行われた。発言者は、ウィーン宣言・行動計画は人権が普遍的・不可分であることを明確にし、人権保護における国内人権機関の重要性と建設的役割を強調していると述べた。一方、人権制度には大きな前進がみられたものの、今なおウィーン宣言・行動計画の実施が妨げられていること、民主主義・開発・人権は政治的な目的を追求する際に二の次になっていることが指摘され、政治的圧力を加えるために人権問題が利用されることがあってはならないと強調された。また、世界の多様な統治制度のために人権問題の優先順位が異なっているという指摘もあった。各国に対して、「2030 アジェンダ」を実施するためにすべての政治的紛争を解決することが求められた。理事会に対しては、人権の巧妙な操作や政治化を撤廃し、人権高等弁務官事務所による技術支援を維持・支援することが求められた。

## 人権理事会 人種主義に関する一般討論

2019/03/19

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に関する一般討論が行われた。宗教・信念に基づく不寛容・ステレオタイプ・偏見・差別・暴力・暴力の扇動の撲滅に関する人権高等弁務官の報告書が紹介され、各国のダーバン行動計画の実施努力の概要・分析が報告された。ダーバン宣言・行動計画の効果的実施に関する作業部会議長は、世界の人種差別の現状と撲滅のための制度について討議していると報告した。その他の発言者は、多くの国のポピュリストの指導者が宗教団体や移住者を非難し、少数民族を攻撃していること、ダーバン宣言は人種主義撲滅のための具体的な提案と措置が規定された包括的・行動指向的な文書であること、国際社会は人種主義の構造的原因に取り組み、あらゆる形態の排斥を除去するために人種主義撲滅における成功例を強調すべきであることなどに言及した。

## 自由権規約委員会 平和的集会の権利に関する一般討論

2019/03/20

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は午前の会合で、自由権規約 21 条(平和的集会の権利)に関する一般的意見第 37 号の第 1 草案を 7 月に討議することを視野に入れ、一般討論を行った。一般的意見起草担当の委員は、平和的に抗議する場を認めることはより平和な世界を目指す上で不可欠であることなどに言及した。集会・結社の自由に関する特別報告者は、世界中で市民の活動範囲が縮小している中で一般的意見が作成される意義を強調し、一般的意見はデモは平和的であるという前提に立ち、インターネットや新通信技術に伴う問題の他、集会の合理的な規制について規定すべきであると述べた。その他の発言者からは、「平和的」は曖昧であるため、権利の範囲を制限したい政府は狭く解釈する傾向にあり、一般的意見で委員会は広義の解釈を採用すべきであること、集会の方法・場所・手段について過度に規定してはならないことなどが主張された。

## 人権理事会 技術支援・能力構築に関する一般討論

2019/03/21

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、技術支援・能力構築に関する一般討論が行われた。人権高等弁務官事務所の代表は、各国の要請を受けた後、調査・分析などを踏まえて、74 の現地事務所を通じて政府・国内人権機関・市民社会団体に技術支援・能力構築計画を実施していると説明した。人権分野における技術協力基金の代表は、先端分野での技術協力強化の方法を検討していると述べた。その他の発言者からは、人権問題には名指しや非難、政治的点数づけをするよりも、協力や相互援助を通じて対応する方が有効であること、技術協力・能力構築は国連総会決議 60/251 に従い、各国の要請と同意に基づいて行われなければならないことなどが強調された。また、小島嶼開発途上国に資金的・技術的支援を行うことは気候変動の影響や環境悪化の緩和策として有効であるが、普遍性・非政治化の原則に基づかなければならないことが指摘された。

## 人権理事会 12 の決議を採択

2019/03/21

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では 12 の決議が採択された。採択された決議は、①食糧の権利に関する特別報告者の任期延長、②宗教・信念の自由に関する特別報告者の任期延長、③スリランカにおける和解・責任追求・人権、④ニカラグアの人権状況に関するものであった。また、⑤一方的強制措置が人権享受に及ぶ悪影響に関するパネル・ディスカッションを第 42 会期に開催すること、⑥諮問委員会を通じて地域・国際的な専門家や機関、国連機関、NGO に不正資金の未返還に関する見解を求めること、⑦人権高等弁務官に対し、スポーツにおける人種・ジェンダー差別に関する報告書を第 44 会期に提出するよう求めること、⑧文化的権利に関する特別報告者に対し、障がい者の文化的権利の享受への留意を求めること、⑨経済改革の人権影響評価に関する指導原則、⑩民主主義、法の支配、人権保護、⑪環境人権擁護活動家の状況、⑫経済的・社会的・文化的権利に関するものであった。

## 国際人種差別撤廃デー 人権専門家が共同声明

2019/03/21

国連人権高等弁務官事務所

国際人種差別撤廃デーに際し、人種主義に関する特別報告者とアフリカ系の人々に関する作業部会議長が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。各国政府は憎悪と差別を除去し、弱い立場に置かれた人々を保護し、人種の平等を確保するために直ちに行動しなければならない。毎年国際デーで国連は各国政府に人種主義の中止、平等・尊厳の確保、人種差別撤廃条約の実現のために直ちに行動するよう求めているが、各国の政策や法律にはこうした義務の緊急性が反映されていない。各国政府は自身の役割を真剣に捉え、国際人権基準に合致した人種平等の達成に必要な政策をとることを決意しなければならない。人々には不寛容・差別と闘う活動を担うのは政府や当局だけではないことを思い起こしてもらいたい。一人ひとり、とりわけ日常的に人種的優位を享受している人々は、蔓延している人種主義・外国人排斥・不寛容を中止する活動に参加しなければならない。

## 人権理事会 12 の決議を採択

2019/03/22

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では 12 の決議が採択された。採択された決議は、①テロ対策における人権と基本的自由の促進・保護に関する特別報告者の任期延長、②シリア調査委員会の任期延長、③イランの人権状況に関する特別報告者の任期延長、④南スーダンにおける人権に関する委員会の任期延長、⑤北朝鮮の人権状況に関する特別報告者の任期延長、その他、⑥東エルサレムを含む被占領パレスチナ地域における国際法違反についての責任追求・正義に関する勧告の実施、⑦障がいのある子どもが人権を享受するためのエンパワメント、⑧「子どもの権利条約実施の 30 年間-課題と機会」に関するハイレベル・パネルディスカッションの開催、⑨被占領ゴラン高原における人権、⑩パレスチナの人々の自決権、⑪東エルサレムを含む被占領パレスチナ地域における人権、⑫東エルサレムを含む被占領パレスチナ地域、被占領ゴラン高原におけるイスラエルの入植に関するものであった。

## 人権理事会 5つの決議を採択

2019/03/22

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では5つの決議が採択された。採択された決議の内容は、①マリの人権状況に関する独立専門家の任期延長、②ミャンマーの人権状況に関する特別報告者の任期延長、③人権高等弁務官事務所に対し、リビアにおける人権侵害を監視・報告し、同国に技術支援・能力構築を行うよう要請、④人権高等弁務官に対し、ジョージアに技術支援を行い、同国の状況を第41会期で口頭説明し、第42会期に報告書を提出するよう要請、⑤宗教・信念に基づく不寛容・ステレオタイプ・偏見・差別・暴力・暴力の扇動に関して、人権高等弁務官に対し、各国政府からの情報に基づいて包括的なフォローアップ報告書を作成し、第43会期に提出するよう要請というものであった。また、先住民族の権利に関する専門家機関の委員に、アルジェリア、ロシア、ブラジル、オーストラリア出身の4名が任命された。

## 人権理事会第 40 会期閉幕

2019/03/22

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 40 会期が閉幕した。会期中に理事会は多くの人権専門家・作業部会・調査機関とともに広範な人権問題を討議し、14 カ国の普遍的定期審査の結果文書を採択した。ハイレベル・セグメントでは 93 名の高官が発言した。また、4 つのハイレベル・パネルディスカッションでは、人権の主流化と多国主義、死刑に関わる人権侵害、障がい者の権利とハビリテーション・リハビリテーション、国粋主義者のポピュリズムなどの台頭への対策が取り上げられた。その後、4 つの調査委員会を含む 33 名の独立の人権専門家が発言し、39 のテーマと 50 カ国の状況に関する 100 を超える報告書について説明があった。理事会は最終的に、シリア、ミャンマー、南スーダン、北朝鮮、イラン、被占領パレスチナ地域、マリの人権状況と様々なテーマに関する 29 の決議を採択した。第 41 会期は 6 月 24 日～7 月 12 日に開催される予定である。

人権専門家が気候変動対策への子どもの関与に関する決議を歓迎

2019/03/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、各国政府に対し、環境に関する活動家を含む人権擁護活動家を保護・エンパワーし、また、環境対策・計画に関する意思決定や実施への子どもや若者の参加を促進することを求める決議が採択された。この決議を受けて、子どもの権利委員会、人権擁護活動家・環境に関する特別報告者が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。この決議は各国政府に対し、エンパワーされた若者や子どもが環境に関わる人権保護に安全に取り組める状況を整えるよう求めている。子どもを含めて人権擁護活動家は、政府がパリ協定や「2030アジェンダ」に定められた義務を履行するのを支援するという重要な役割を果たしている。子どもの権利委員会は 2016 年と 2018 年に環境問題に関わる子どもの人権擁護活動家のエンパワーと支援に関する勧告を採択しており、理事会の今回の決議はこうした勧告の実施に効果的に寄与するであろう。

## 政府と企業の住居に関する義務を訴える共同声明

2019/03/26

国連人権高等弁務官事務所

相当な住居の権利に関する特別報告者とビジネスと人権に関する作業部会議長が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。巨大プライベート・エクイティ投資企業が低所得者用の手頃な住宅を世界中で買い取り、アップグレードし、家賃を上げ、賃借人を立ち退かせている。こうした企業は北米・欧州・アジア・中南米で膨大な数の住宅を購入し、空前の資金を住宅につき込み、住居を金融商品や投資対象に変換した。不動産に投資する企業には人権を保護する独自の責任があり、住居の権利への悪影響を特定・防止・緩和するために人権に相当の注意を払い行動する必要がある。こうした新たな形態の投資は国際人権法が適用される分野の問題であり、すなわち政府が義務を負う分野の問題であるにも関わらず、政府は看過しているようである。すべての政府には、住宅用不動産投資を規制する義務があること、住居は商品ではなく人権であることを想起してもらいたい。

## 自由権規約委員会第 125 会期閉幕

2019/03/29

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 125 会期が閉幕した。今会期では、アンゴラ、エストニア、ニジェール、ベトナムの報告書が審査され、報告書未提出のエリトリアとセントビンセント・グレナディーンの様子が検討され、それぞれについて最終見解と勧告が採択された。また、43 件の個人通報が審査され、そのうち 8 件は受理不可能、9 件は審査不継続、18 件が規範違反、7 件が違反なし、1 件は第 127 会期まで審査延期となった。さらに、自由権規約 6 条(生命に対する権利)に関する一般的意見第 36 号が採択され、21 条(集会の権利)に関する一般的意見の起草に着手することが決定された。会期中には社会権規約委員会との会合も行われ、自由権規約 22 条と社会権規約 8 条に関する共同声明の作成が検討された。第 126 会期は 7 月 1 ～26 日に開催され、モーリタニア、オランダ、パラグアイ、タジキスタンの報告書の審査、報告書未提出の赤道ギニアとナイジェリアの様子が検討される予定である。